

## 令和8年6月定例会議案概要

**第38号議案 越谷市税条例の一部を改正する条例制定について**【財務部市民税課・資産税課】  
地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

## 【主な改正内容】

## (1) 個人市民税関係

- ① 所得税の住宅借入金等特別控除の対象入居期間が令和12年12月31日まで5年間延長されたことに伴い、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和25年度まで延長するもの《令和9年1月1日から施行》
- ② 令和9年度までの時限措置により適用する医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限を撤廃するもの《令和9年1月1日から施行》

## (2) 軽自動車税関係《公布の日から施行》

電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係るグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年間延長し、令和8年度及び令和9年度の新規取得車両について適用するもの

## (3) 固定資産税関係《令和9年4月1日から施行》

家屋及び償却資産の免税点を引き上げるもの

	改正前	改正後
家屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

## (4) 条文整備《公布の日等から施行》

**第39号議案 財産の取得について（救急自動車）**

【消防局救急課】

- (1) 取得財産：救急自動車 2台
- (2) 取得価格：3,861万円
- (3) 契約の相手方：日産プリンス埼玉販売株式会社 法人営業部

**第40号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材）**

【消防局救急課】

- (1) 取得財産：高度救命処置用資機材 2台分
- (2) 取得価格：3,274万7,000円
- (3) 契約の相手方：日本船舶薬品株式会社 関東営業所

**第41号議案 越谷市印鑑条例の一部を改正する条例制定について**【市民協働部市民課】

出入国管理及び難民認定法等の一部が改正されることに伴い、民間端末機による印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードを利用する方法に加えて、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用する方法を追加するもの。公布の日から施行

**第42号議案 越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について** 【福祉部生活福祉課・障害福祉課】

個人番号を利用することができる事務を定めること等に伴い、所要の改正を行うもの

- (1) 個人番号を利用することができる市長が行う独自利用事務として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務を新たに定めるもの《令和9年2月1日から施行》

【利用する特定個人情報】 生活保護関係情報・地方税情報等

- (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が準法定事務として主務省令に定められたことに伴い、当該事務を市長が行う独自利用事務から削除するとともに、当該事務を処理するために庁内連携して利用することができる特定個人情報について公営住宅関係情報を除いて削除するもの《公布の日から施行》

- (3) 条文整備《公布の日等から施行》

**第43号議案 越谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について**

【保健医療部国保年金課】

診療報酬の算定方法（厚生労働省告示）の一部が改正されたことに伴い、条例中で引用する条項について改正を行うもの。公布の日から施行

改正前：歯科訪問診療料の項注11 → 改正後：歯科訪問診療料の項注12

**第44号議案 越谷市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について**

【市立病院事務部庶務課】

地方自治法の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する条項について改正を行うもの。令和8年9月24日から施行

改正前：第243条の2の8第8項 → 改正後：第243条の2の9第8項

**第45号議案 裁判上の和解について**

【市立病院事務部医事課】

乳がんの肺転移及び肝転移等の治療のため越谷市立病院に通院していたAさんに対し、越谷市はベージニオの投薬を中止する注意義務等があったにもかかわらず、当該投薬を継続したことによりAさんが死亡したものとして、相手方が越谷市に対して、損害賠償を求めたもの

**【和解の要旨】**

越谷市は、相手方に対して本件和解金として500万円の支払義務があることを認め、令和8年（2026年）7月末日限り、相手方の指定する銀行口座に送金して支払う。

**第46号議案 越谷市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について** 【建設部下水道経営課】

地方自治法の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する条項について改正を行うもの。令和8年9月24日から施行

改正前：第243条の2の8第8項 → 改正後：第243条の2の9第8項

#### 第47号議案 財産の取得について（吸引作業車）

【建設部維持管理課】

- (1) 取得財産：吸引作業車 1台
- (2) 取得価格：2,233万円
- (3) 契約の相手方：株式会社 カーズシンエイ

#### 第48号議案 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

【こども家庭部保育支援課】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（省令等）の一部が改正されたことに伴い、省令等を参酌等し、関係条例（6条例）について同様の改正を行うもの

- (1) 保育士の数の算定にあたって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等を1人に限り保育士とみなすことを可能とするもの《公布の日から施行》
- (2) 幼保連携型認定こども園等の学級編制基準について、満4歳以上にあつては原則35人以下から原則30人以下に引き下げるとともに、満3歳以上満4歳未満にあつては学級担任を2名以上置く場合には、同様に引き下げることができるもの《公布の日から施行》

年齢区分	改正前	改正後
4・5歳児	1学級35人以下	1学級30人以下
3歳児	1学級20人以下 学級担任2人以上の場合は1学級35人以下	1学級20人以下 学級担任2人以上の場合は1学級30人以下

- (3) 主務保育教諭及び主務養護教諭の職が創設されたことに伴い、幼保連携型認定こども園等において当該職に係る規定を追加するもの《公布の日から施行》
- (4) 保育所等における3歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期を令和10年3月31日までとするもの《公布の日から施行》
- (5) 満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、同事業に係る基準の整備を行うもの《公布の日の翌日から施行》

No.	改正条例	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		みなし保育士の拡充	学級編制基準の引き下げ	主務保育教諭・主務養護教諭の創設	経過措置期間の見直し	満3歳以上限定小規模保育事業の創設
①	越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	●			(●)	
②	越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例					●
③	越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	●	●	●	(●)	
④	越谷市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例	●	●	●	(●)	
⑤	越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	●			(●)	●
⑥	越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例				●	

## 第49号議案及び第50号議案

令和8年度越谷市一般会計補正予算（第1号）について ほか補正予算1件

【問合せ】総務部法務課

電 話 048-963-9130